

公立幼稚園・認定こども園における預かり保育事業について

預かり保育の利用料無償化について

保護者の就労や入院・通院などで、家庭の保育が困難な場合に、施設が預かりして保育を行います。預かり保育利用料が無償化の対象となるためには、保護者が以下の状況にあり、事前に保育の必要性の認定（新２号認定）が必要です。

新２号認定の申請には「子育てのための施設等利用給付認定申請書」をこども保育課に提出してください。

◆認定基準

基準	保護者の状況
就労	１か月に 64 時間以上労働することを常態としていること
妊娠・出産	妊娠中であるか、または出産後間もないこと
疾病・障がい	疾病もしくは負傷により、身体または精神に障がいをもっていること
看護・介護	家族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護していること
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
求職活動	求職活動を継続的にこなしていること
在学	在学していること※職業訓練校等における職業訓練を含む
虐待・DV	虐待または DV の恐れがあること
その他	上記に類する状態として、市長が認めた場合

※保護者のいずれかが育児休業中の場合は利用できません。

◆対象施設

幼稚園：埴生幼稚園・高鷲南幼稚園

こども園：こども未来館たかわし・向野こども園・（仮称）第３こども園

※埴生幼稚園、高鷲南幼稚園、（仮称）第３こども園は「令和８年度から開始」

◆対象経費

日額 450 円に利用日数を掛け合わせた額で、月額 11,300 円を上限に、実際に預かり保育に要した利用料を支給します。（全額無償になりませんのでご注意ください。）

◆支給方法

償還払いとします。利用料は一旦、施設にお支払いください。

（※「償還払いとは」一旦自身で支払い、後日請求により払い戻しを受けることです。）

◆請求手続きの流れ

利用料の償還払いを受けるためには、別途請求が必要です。

- ①「施設等利用費申請書兼請求書（償還払い用）」【市役所に設置】に、施設が発行する「領収書」及び「提供証明書」を添付して、羽曳野市こども保育課（本庁１階①番窓口）に提出してください。
- ②羽曳野市が書類を審査し、保護者名義の口座に支給します。